

第7回川口市市民投票条例策定委員会 会議録

会議の名称	第7回 川口市市民投票条例策定委員会
開催日時	平成24年6月27日(水) 午後6時30分から午後8時10分
開催場所	キューポ・ラM4階 会議室1
出席者	(委員長) 金井委員長 (副委員長) 三宅副委員長、齋藤副委員長 (委員) 小森委員、水野委員、松本委員、駒見委員、山野委員、 藤波委員、加藤委員、稲川委員、芝崎委員、板橋委員、 小林委員、近藤委員
会議内容	○ 素案について ○ 今後の予定について
会議資料	1 重要項目 「その他市民投票の実施に関し必要な事項」 2 投開票立会人についての聞き取り調査について
発言内容	■ 1 開会(午後6時30分) ○ 事務局 それでは、これより第7回川口市市民投票条例策定委員会を開会する。 本日の出席者は半数以上であるので、川口市市民投票条例策定委員会条例 第7条第2項の規定により、この会議は成立している。 (机上配付の資料確認) ■ 2 素案について ○ 委員長 本日の議事について、事務局から説明をお願いしたい。 ○ 事務局 重要項目 その他市民投票の実施について検討していただきたい。 項目は、1 情報の提供、2 投票運動、3 成立要件、4 結果の尊重の4つである。 ○ 委員長 項目がいくつかあるので、順次、検討していくものとする。まず、1 情報の提供について検討したい。 まず、第15条第1項について、選挙公報のような公式的な文書を出すのは投票日の7日前で良いような気もするが、第2項の縦覧については、行政が持っている情報を市民に対し、十分に提供するという趣旨であるにしては、一週間前では遅い印象である。

	○事務局 行政が持っているものは常に情報公開をする制度があり、この条例では情報公開制度に加えて、遅くとも7日前までには、整理した形で縦覧に供するということである。 ○副委員長 第4条第5項により、投票日の30日から90日前に「内容の要旨」が公表される。そして第15条第1項により、投票日の遅くとも7日前までの告示日から投票日の2日前までのあいだに「内容の趣旨等」の情報提供がなされる。二度公式に出てくるということか。 ○事務局 第4条第5項で要旨を公開し、第15条第1項では選挙公報的なものを提供し、第2項ではさらに、それに付随する市が持っている詳細な情報を縦覧に供するということである。 ○副委員長 その間については、情報公開請求で、欲しい人に渡すということか。 ○事務局 そうである。 ○委員長 この規定では、第15条「告示日から投票日の2日前までに」、さらに、その告示日は第8条2項「投票日の7日前までに」とむしろ書き過ぎたが故に、遅くても良いという印象を受ける。告示日前に出してはいけないとは書いていないが、告示日までに出せばよいと反対に解釈され得るので、早めに十分な情報提供をして、議論してもらいたいという意図を読み取れるような規定にした方が良いのではないか。 ○委員 情報の提供方法は、紙ベースなのか。パソコンなどのIT関係の取り扱いについて、規制をある程度していかなないと投票運動が過度になってしまう危険性を感じているが、その点はどう考えているのか。
--	--

	○事務局 市の方針としては、紙と同じものをホームページに載せていくという基本スタンスになっており、様々な媒体で広報していく予定である。 ネット上の過度な運動を規制する規定は用意していない。 ○委員 第15条第1項の情報、また第2項の行政上の資料とは具体的にどのようなものか。 ○事務局 第1項については、選挙公報に掲載されているような投票日、投票場所、投票にかける内容といったものである。 第2項については、市が内部で持っている投票事項に関する情報のことである。例えば建物を建てることの賛否を問う市民投票の場合は、建物の図面やかかる費用、比較対象があるならば、どのように比較したか、また意思決定までの過程などの資料である。 ○委員 情報公開条例では請求の際に費用がかかるが、第2項の縦覧期間より後に市民投票について情報公開請求をする場合も費用がかかるのか。 ○事務局 現在でも、情報提供というかたちで、可能なものは無料で提供している。この場合も費用はかからないと考えている。 ○副委員長 第1項と第2項で情報提供を行う期限が、投票日の「2日前までに」と「前日まで」と異なっているが、なぜか。 ○事務局 第1項については、選挙公報のイメージであるため、他の例を参考に決めている。日曜日が投票日とすると遅くとも金曜日の新聞に折り込むようなイメージである。第2項については、出来る限り投票日の直前まで見ていただくということである。
--	--

	○委員長 情報の提供については、素案の規定でよいか。 【承認】全員異議なく承認 ○委員長 次に２投票運動について、素案は、資料５－５の と で、投票運動は自由にする、買収等については禁止するということである。このことについて意見をうかがいたい。 ○委員 投票運動は自由とすると、どのようなことが想定されるか。 ○事務局 選挙では禁止されているホームページを使った運動や、戸別訪問なども自由に行われることが考えられる。 ○委員 他の選挙と期間が重複する場合が考えられるが、例えば、個別訪問の場合は公職選挙法第１３８条で禁止されている。ところが、市民投票の運動に名を借りてそのような活動を行うことが出てくるかもしれない。そのようなことに対応はしなくてよいのか。 ○事務局 同日選挙は避ける方法で考えているため、素案では規定していない。重なった場合は、どれが違反なのかは警察や司法の判断であり、この条例で規定するのは難しい。 ○委員長 市民投票運動に名を借りた選挙運動をしたのかどうかの判断は、警察の裁量によるといえる。投票前に警察が関わると選挙妨害になりかねないので、選挙後に公職選挙法違反かどうか問うことになるが、ここで問題になるのは、選挙の後に市民投票がある場合、選挙活動として取り締まられてしまうと、市民投票運動に影響が出てしまうことである。そのようなことをやめさせる手が無いため、選挙と市民投票は、出来る限り近い日に行わず、なるべく避けたほうが良い。
--	---

	○委員 大音量での街宣活動など、迷惑と市民が感じるような運動はやめてほしいので、市民の平穏な生活環境が侵害される行為の制限も入れてほしい。 ○委員長 については、入れたほうが良いとの意見であるが、川口市では一般的な迷惑防止条例のような、大音量を規制する規定があるのか。 ○事務局 いわゆる迷惑防止条例は制定されていない。 ○副委員長 軽犯罪法第1条第14号に、音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者は拘留又は科料に処すると書いてある。 ○委員 において、投票運動の時間の制限については、公職選挙法と同じに考えているのか。 ○事務局 時間の点でも、公職選挙法の規制はかからないものとなっている。 ○委員 このようなことが行われた場合の一般的な罰則規定を書いておけば、それ以上の行為は行われないのではないか。 ○副委員長 そのような罰則規定を設けないのであれば、精神的な規定である。この規定のなかで市民へメッセージとして、迷惑行為は控えるように、また時間制限についてもいれるかどうかである。 ○委員長 規定を考えていくと難しい。公職選挙法では規制を厳格化しすぎて、過度なものになっている。 また選挙は繰り返し行うため、何回も行われ迷惑であるが、市民投票は頻繁には行われないという前提になっている。
--	--

	投票運動については、資料 5 - 5 の 投票運動は自由とする 買収、脅迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉される行為の制限を規定した素案のままでよい。 ○委員 の制限を入れないでよい。 ○委員長 では と の素案に、「市民の平穏な生活環境が侵害される行為を制限する」という規定を追加したものでよい。精神規定にすぎないが、具体的な買収や脅迫については条例に記載されていなくても法律に違反する。 【承認】全員異議なく承認 ○委員長 次に、3 成立要件について検討したい。 ○副委員長 開票にかかるコストはどのくらいなのか伺いたい。 ○事務局 通常の選挙の場合、総額 1 億円かかるところ、約 1 割が開票にかかる費用である。 ○委員長 開票事務を予定していた人にとって、当日突然仕事なくなることは差し支えないのか。 ○事務局 即日開票ではなく、翌日開票などもできる。想定では、職員が開票する。 ○委員 不成立の場合、開票しないことにしたのは、費用的なことからか。
--	---

	○事務局 コストについては、部分的な問題でしかない。不成立の場合に、開票して結果が見えてしまうのは好ましくない。不成立にもかかわらず、結果に影響されてしまう。市民のあいだで実は勝っていたなどの遺恨が残ることも考えられる。 ○委員 鳥取市役所の新築に係る市民投票の投票率は50.81%であり、2分の1をкаろうじて超したが、成立要件2分の1はハードルが高いということか。 ○事務局（選挙管理委員会） 衆議院であれば、平成に入ってから選挙の投票率はすべて50%を超えている。参議院では、半分の選挙で超えていない。 直近の市議選は39%で、市長選が31.6%である。 ○委員 成立要件を設けると、ボイコット運動が生じ得るというデメリットがあると資料に記載されているが、そのようなことを考えると、成立要件を設ける理由があるのか。 ○事務局 投票資格者一人ひとりに権利があり、投票するしないは自由であるので、結果に関しては投票しなかった人も従うもの、という考えもあるが、全体として50%を超す投票率があり、そのうち半分を越す票を得た結果であるという納得性が必要と考え、規定しているものである。 ○委員 不成立の場合においても開票はすべきではないか。市民の意見表明として、投票を行ったのであるから、開票することが民主的な市政運営ではないか。 ○委員 成立要件がないと、市長と市議会で議論が紛糾した問題について市民投票を行う場合、少数の意見でも尊重することになり、本質と外れてしまうのではないか。成立要件を設け、それに満たない場合は開票しないという
--	--

	素案でよいと考える。コストの問題よりも、少数の意見により市政が影響されるのは、良いことではない。 ○委員 素案のとおりでよいと思うが、情報公開の要望が多くなっている現在、あえて不成立の場合に公表しないということについて理論武装が必要ではないか。公表しない理由を考えていくべきである。 ○委員 仮に成立要件を満たさなかった件について、市民が情報公開請求した場合、結果は公表しなければならないのか。 ○事務局 開票作業をしないので、そもそも公表する結果がない。 ○委員 市民投票にかけるほど大切なことに、5割に達しないのは、やはりおかしい。達しなければ開票しなくて良い。少数の意見で重要なことが決まることのないようにお願いしたい。 ○委員長 成立要件が2分の1であった徳島市では、吉野川の可動堰の問題で投票を行った際に、劣勢だと思った賛成派が、ボイコット運動を始めた。ボイコット運動を防ぐ方法がないのが、成立要件を定めることの一番の弱点である。また、賛成派のボイコット運動のために投票に行った人が反対派だとわかってしまった。 実際に起きた事例であり、結果にある程度の投票率というボリュームが必要なのは、わかるが、この問題については慎重に考えざるを得ない。 ○委員 ボイコットが功を奏するかどうかは、人口規模によるのではないか。有権者数の多い川口で果たしてボイコット運動が功を奏するかどうかとも考慮したほうが良いのではないか。 ○委員長 川口ではもともと投票率が低いため、効を奏しやすいのではないか。
--	---

	○副委員長 第21条で、同一事項については、2年間はできないと規定されている。しかし住民投票が成立しなかった場合は除かれているので、50%を超えず開票しなかったときには、もう一度できるということになる。そうであれば、ボイコット運動したとしても、決着が付かないので、二回三回行うということは可能である。ボイコット運動をしたとしても、決着が付かない状態は変わりがない。そのような意味で、21条に安全弁としての機能があるのではないか。 ○委員長 市民投票が成立しなければ意思決定しないというのは、そのとおりであるが、投票がないと市のほうで決定することができてしまうので、必ずしも決着がつかないということではない。 ○委員 素案に賛成である。人口の多い川口市では、市長と議会との議論が紛糾した末の市長発議か、議会発議による投票しか私には想定できない。50%の投票率を上回らない場合、市長も議会もダメだという市民のジャッジがあるので、やはり50%という数字は設けたほうが良いと考える。 ○委員長 成立要件は投票資格者数の過半数で、過半数に達しない場合は開票しないということによいか。 【承認】全員異議なく承認 ○委員長 次に、4結果の尊重について検討する。尊重義務者については、議会及び市長その他の執行機関で、尊重を規定する条例については、自治基本条例、市民投票条例両方で定めるということでいかがか。 ○委員 結果を尊重するとは具体的にどのようなことか。例えば、市民投票の結果が出たら、それが正しいとして、議会や市のほうで決議するのか、もう一回結果を尊重しながら検討して、残念ながら投票の結果とは反対の結論になることもあるのか。
--	--

	○事務局 投票結果に従わなければならないとの規定ではないので、尊重の文言そのままであるが、市長や議員の政治的な判断になると考える。 ○委員 それは、尊重して投票の結果どおりになることと、尊重し検討して投票結果の反対の結論になる場合と両方あり得るということか。 ○事務局 そうである。 ○委員長 ここでいう尊重とは、義務ではないということであるが、軽く扱ってよいという訳でもなく、非常に強い政治的な責任を負うという言い方になる。簡単に言うと、基本的には投票結果のままやるという、道義的責任・政治的責任がある。 ○委員 市長案が市民投票によって否決され、それでも市長が強引に実施しようとした場合、議会側は市長が議会の召集をしても審議拒否となり、市政は動かなくなる。市民投票結果と異なることを行おうとすると政治抗争になる。政治家としては尊重を重いものと捉えている。独裁的な市長が行う可能性はあるが、それを防ぐために二元代表制となっている。 ○委員 鳥取市では、市民投票で市役所は耐震でよいという結果が出てしまったので、市長は自らの新築案を撤回した。 ○委員長 今までの結果を見ると、基本的には投票結果が尊重されてきた。唯一、名護市長は、基地受入反対派が多数であったにもかかわらず、基地受入を決めた。そのとき名護市長は辞職し、もう一回、市長選挙により市民の意を問い、受入派の後継候補が当選した。もしそこで反対派が勝ったら、賛成という方針は撤回されたので、実質的には政治的拘束力があると言える。辞職覚悟でやれば、違うことを決断して、もう一度市民に考え直してくださいとする機会があるのが今までの例である。その他にも、ほとんど
--	---

	の例で白か黒が決着が付いたものは尊重されている。 ○委員 尊重する義務のある者として、素案では市民が抜けている。市民が決まったことについて、私は反対であったと思うこと自体は自由であるため、市民を外しているのだと思われるのだが、実際どのような意図なのか。 ○事務局 川口市自治基本条例第30条が市民投票の大元の規定となっており、その第2項において、「市は、市民投票の結果を尊重しなければならない」と規定されている。それをそのまま適用している。ここでいう「市」とは「議会及び市長その他の執行機関」のことであり、市民は含まれていない。また市民投票の結果を実施するのは、「議会及び市長その他の執行機関」であり、市民が実際に建設や事務事業を行うのではないということもある。 ○委員長 投票結果の尊重義務者、投票結果の尊重義務を規定している条例の種類とも素案のままでよろしいか。 【承認】全員異議なく承認 ■ 3 立会人に関する調査結果について ○事務局 前回の議論の中で要望をいただいた立会人についての調査結果を報告する。 投票立会人においては、各団体とも選挙と同様に選任しているということであった。開票立会人については、申請を受け付ける、届け出を求める、選挙管理委員会が選ぶといった様々な取組みが見られる。 賛成派、反対派、中立派かの特定方法についても、自己申告によるもの、客観的事実を基に判断するといった自治体により様々な方法であった。 ○委員長 質問があれば、伺いたい。 ○副委員長 調べていただいた自治体の投票のテーマとして、合併と施設建設の場合
--	---

	があるが、案件によって傾向はあるか。 ○事務局 合併に関しては賛成派反対派が明確になりやすく、庁舎の建設については、反対派は明確になりやすいが、賛成派についてはわかりにくいのではないかという印象を受ける。 ○副委員長 実際には様々なテーマがあるため、ケースバイケースで立会人については検討しなければいけない可能性がある。 ○事務局 条例・規則で明確に定めることは困難である。ケースバイケースで対応できたほうがよいと考える。 ○委員長 反対派、賛成派ともに組織化されていれば、わかりやすいが、賛成か反対か分かりにくいなか、立会人を公平に選ぶのは難しい。条例をつくるまでに、事務局でどのようなイメージとするのか考えていただきたい。次回以降、最終的なまとめもあるので、その時に検討させていただくこととする。 ■ 4 今後の予定について ○委員長 今後の日程は、どうか。 ○事務局 今回の第8回は8月2日、午後6時30分から西公民館での開催となるので、ご予定いただきたい。本日の審議により重要項目の検討が終わったことから、いままでの審議結果を反映した修正素案をお示しし、全体的なご議論をいただきたい。修正素案には、本日の結果も反映させるため、資料は次回までに郵送する。 ○委員長 重要項目の審議が本日で終わり、8月2日に全体調整を行う。その後のスケジュールはいかがか。
--	---

	○事務局 第 8 回、9 回で素案全体について審議していただき、11月1日からパブリックコメントにかけることを予定している。 ○委員長 問題点等があれば、早めにご指摘いただきたい。ほかに何かあるか。 ○委員 第 9 回目の日程はいつか。 ○事務局 9 月 2 6 日水曜日、午後 6 時 3 0 分より、キューポ・ラ M 4 階会議室 1 で開催する。 ■ 5 閉会（午後 8 時 1 0 分） ○委員長 では本日の委員会は、以上で閉会とする。 以上
次回以降日程	次回 8 月 2 日 午後 6 時 3 0 分から 西公民館講座室 次々回 9 月 2 6 日 午後 6 時 3 0 分からキューポ・ラ M 4 階会議室 1